令和８年（フ）第１００号
大分県中津市大字上如水356番地１　ハーモニーライフⅣ　202、前住所大分県別府市大字内竈2933番地の４
債務者　小野ヤーナ
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８７号
沖縄県うるま市石川一丁目50番31号　リバーストーン301号室
債務者　久高　静海
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
福島県郡山市並木一丁目21番地の115
債務者　伊藤フミ子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
福島県郡山市安積町荒井字北大部５番地の２スカイコート203号
債務者　鈴木　啓介
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
福島県郡山市安積町荒井字北大部５番地の２スカイコート203号
債務者　鈴木　陽子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
福島県郡山市東原二丁目153番地　シニアホームわかば
債務者　小松夕美(法定代理人保佐人高野正幸)
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７８１号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地12―204
債務者　長谷川俊子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８３６号
京都市北区紫竹東高縄町39番地４　M＆S北山ビル202号
債務者　髙橋ひろ子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８０号
京都市右京区太秦御所ノ内町７番地46　エクサージュ嵯峨野　103号室
債務者　廣政　豪一
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８８号
京都市西京区嵐山茶尻町27番地１
債務者　田中　勝生
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８９号
京都市西京区嵐山茶尻町27番地１
債務者　田中美砂子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００７号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字墓尾１番地
債務者　杉井　惠子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０４４号
京都府八幡市男山笹谷５番地―D13―304
債務者　山本　理乃（旧姓木村）
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０５１号
京都市左京区岩倉南平岡町64番地　ハピネス岩倉南　108号
債務者　倉野とし子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１４号
京都市右京区山ノ内瀬戸畑町20番地１　瀬戸畑ハイツ　101号
債務者　細川美代子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２０号
京都市右京区西院東貝川町77番地　スクリーン77　302号室
債務者　大森　拳正
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１５５号
京都府長岡京市今里細塚18番地１
債務者　千阪　博史
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係